

療制度が始まります

の特性や生活実態などを踏まえて、高齢者にふさわしい

証が3月中に郵送されます。

保険料の軽減

★所得の少ない世帯に属するかた

所得の少ない世帯のかたは、世帯主および被保険者の所得に応じて、保険料の被保険者均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。

★被用者保険の被扶養者であったかた

被用者保険の被扶養者であったかたは、制度加入時から2年間は被保険者均等割額を半額(5割)とし、所得割額を賦課しないとする軽減措置が適用されます。ただし、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず(=凍結)、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は被保険者均等割額を9割軽減した額となります。

納付の方法

①年額18万円以上の年金を受給されているかたは、年金から天引きされます。【特別徴収】

※介護保険料と合わせた保険料が、年金受給額の1/2を超える場合は、特別徴収となりません。

※被用者保険の被扶養者であったかたに対する年金からの天引きは、平成20年10月から行われます(=凍結)。

②特別徴収以外のかたは、市町村から送付される納付書や口座振替により納めていただきます。【普通徴収】

◎医療費が高額になったとき(高額療養費)

1カ月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。ただし、老人保健制度において、申請をされたかたは後期高齢者医療制度に引き継がれますので、再度申請する必要はありません。

■自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算(44,400円)
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

★()内は過去12カ月間に4回以上支給を受けた場合の4回目からの限度額

一 般：現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の人
区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外)
区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人

◎葬 祭 費 被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行ったかたに葬祭費として、5万円が支給されます。

◎健康診査 被保険者の健康保持・増進のため、市町村と協力して健康診査(仮称:ぎふ・すこやか健診)を実施します。

◎問 合 先 住民課 388-1115 岐阜県後期高齢者医療広域連合 387-6368